

ブラックバイトに レッドカードを!

日本共産党

日本共産党は、アピール
「ブラックバイトから学生生活を守ろう」
を発表しました。



www.jcp.or.jp

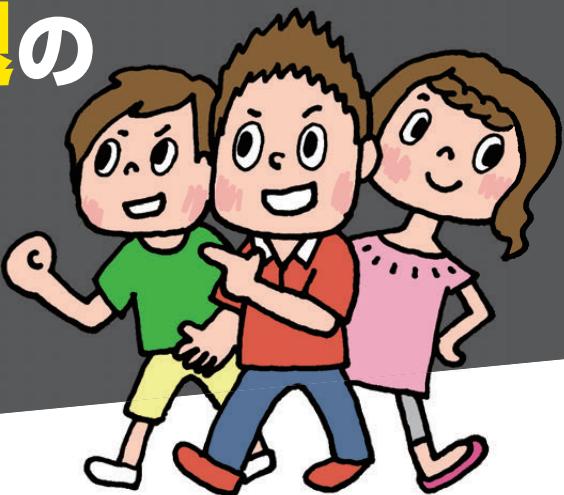
ブラックバイト 学生生活 検索



お金の心配なく学べ、人間らしく働ける社会へ

ブラックバイト問題の根っこにメスを

「バイトで授業に出られない」「ゼミやサークル活動が成り立たない」
——これは学生本人だけでなく大学にとっても損失。
学生を安くこき使う会社がのさばつたら、地域経済だっておかしくなる。
ブラックバイトは、実は社会全体の問題。
大学ぐるみ、地域ぐるみで力を合わせる必要がある。



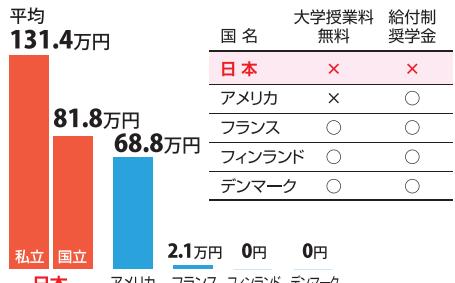
ブラックバイトがひろがったのは、**非正規雇用**が増え、もとは正社員がやっていた仕事を肩代わりさせる動きが進んだから。シフト管理、新人育成、店舗のカギの管理など、過度な仕事と責任をおしつけられ、学生バイトがおいつめられている。

日本共産党は、不安定な雇用をひろげる政治をやめさせ、だれもが人間らしく働けるルールをつくるよびかけている。

親世代の所得が減り、学業や生活をバイト収入に頼る学生が増えている。「そんなひどいバイト辞めたら?」と言われても、そうもいかない。世界では**先進国のほとんどが学費は無料か低額で、奨学金も返済不要。**

日本共産党は、「学費を無償に」「安心して借りられる奨学金に」と国会で質問。学生、父母と力をあわせて、お金の心配なく学べる社会をめざしている。

世界では学費ゼロが当たり前



大学初年度納付金の比較 文部省「教育指標の国際比較」2013年度

日本共産党

しんぶん赤旗

●日刊紙 月3,497円
●日曜版 月 823円

ブラック企業問題にズバリ
切りこめる「しんぶん赤旗」をぜひ
日本共産党中央委員会
〒151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7
TEL 03-3403-6111(代表)



つてることなんでも相談を
どの自治体にも
共産党の事務所があります

JCP

検索 www.jcp.or.jp



労働法を賢く使って

「うちのバイト、ブラックかも…」
解決のヒントがここに!!

学生生活をまもろう!

アルバイトは法律上「労働者」。
労働基準法、労働安全衛生法など、
すべての労働法は学生バイトにも適用される。

「シフト押しつけ」は 契約違反

今すぐ契約を
書面でチェック!

- いつ、どこで、何時から何時まで働くかは雇用契約の基本中の基本。雇い主は働く人に書面で明示する義務がある。
【労働基準法第15条】
- シフト変更は働く人の合意が大前提。契約にない曜日や時間帯に無理やりシフトを入れることはできない。
【労働契約法第8条、第9条など】
- 「シフトに穴をあけるな」「自分が入れないなら代わりを見つける」との強制はNG。代わりを見つけるのは雇い主の責任だ。

「ただ働き」は違法 ——賃金は1分単位で

- 時給は都道府県ごとに法律で最低賃金が決められている。
【最低賃金法第3条】
- 賃金や残業代は1分単位で計算される。「15分未満の労働時間は切り捨て」などは違法。着替え、掃除、引き継ぎ、塾講師の報告書作成などにかかった時間も賃金が発生する。
【行政通達・昭和63年3月14日基発150号】

1人1人
バラバラだと
力が出ない

友だち、バイト仲間と いっしょに 声をあけよう



ユニオンに相談して

要望書送り、有休ゲット

【千葉県・Aさん】

体調不良でも出勤させられ、サービス残業もあるスーパー。辞めるとき有休を申請したら「バイトにはない」と拒否されたけど、青年ユニオンに相談して店に要望書を送付。店長が間違いを認め、有休10日分の賃金をゲット。

大学も地域もまきこんで

実態告発、メディアも注目

【民青同盟信州大班】

「シフトの連絡が遅い」「深夜にも呼び出される」など、233人の学生から集めた声を記者発表。テレビ2社が取材するなど注目され、地元紙も「ブラックバイトに対抗だ県内でも不満の声」と報道。学長に申し入れた。

夜10時以降は 時給が25%増しに

- 1日8時間を超えて働いた分(残業)や、午後10時から午前5時までの深夜勤務には、それぞれ25%以上の割増賃金が支払われる
【労働基準法第37条】
(例:時給800円なら1000円)。
- 18歳未満の高校生を深夜に働かせることは違法。
【労働基準法第61条】

「辞めさせない」 「ミスは弁償」…すべてNG

- 皿を割ったら弁償させる」「売れ残りの商品を買い取らせる」「辞めたいと申し出たのに、理由をつけて辞めさせない」「いきなり解雇する」などは、すべて違法。
【労働基準法第16条、第91条】【労働契約法第16条】など

バイトにも 休みをとる権利あり

- 半年以上同じバイト先で働いていれば有給休暇をとれる。
【労働基準法第39条】
- 1日6時間を超えて働く場合、45分の休憩時間をとれる(8時間を超える場合は60分)。
【労働基準法第34条】

バイトでも
年次有給休暇はとれる

週の所定 労働日数	勤続年数	
	6か月	1年 6か月
4日	7日	8日
3日	5日	6日
2日	3日	4日
1日	1日	2日

*労働時間や勤続年数に応じて増えます。



学生向け相談窓口を充実

【北海道】

2月に道議会で、共産党議員がブラック企業対策で質問。道は「若者へのワークルール周知に取り組む」と答え、5月に学生バイト向リーフ(右写真)を作成、配布。6月にはブラックバイト問題で質問し、道は「労働相談窓口を学生向けに充実させる」と約束。